

令和 3 年 10 月 22 日

組合員各位

合同労働組合ユニオンジャパン
執行委員長 佐藤英一郎

臨時活動報告

令和 3 年 9 月 20 日付けにて、団体交渉の申し入れ事案が発生いたしましたので、その活動をここに報告します。

1. 団体交渉申し入れの経緯

東京都渋谷区恵比寿西に所在する「株式会社 G'z マネジメント」の従業員 N さんは、令和 3 年 1 月 7 日に同社へ入社後、同社の受付事務員として業務に従事していました。

N さんは、入社当初から会社に馴染めず、最近では社長の威圧的な言動に度々悩まされていたこともあり、ついに退職を決意しました。社長との関係性の悪化から、退職の意思表示については、口頭ではなく書面による方法を選択し、同年 9 月 12 日に、結果的に最後の就業日となった同日付退職の退職届等を同社に郵送しました。

その後、N さんのもとに、同社の代理人弁護士から、退職に伴う損害金 205,980 円を請求する旨の通知書が、同年同月 17 日に送付されてきました。S さんは自力での解決は難しいと判断し、同年同月同日、当組合に相談されました。

当組合としても、見逃せない問題と考え、同年同月 20 日、団体交渉を申し入れるに至りました。

2. 団体交渉

同年同月 20 日付けの団体交渉申し入れ書を同社に FAX 及び送達。

「入社時に入社後 2 年間は貴社に在籍するという条件を提示し、違反した場合は、転居費用等の実費を請求する旨の労働契約を交わしていたことは、労働基準法第 16 条に違反する」ことなど、いくつかについて指摘をし、まずは同社の見解について書面による回答を求めたところ、同社は合理的な回答を準備することができず、同年 9 月 22 日、代理人弁護士を通じて請求を取り下げる旨の連絡がありました。

会社はときに独りよがりな考えを労働者に押し付けてきます。

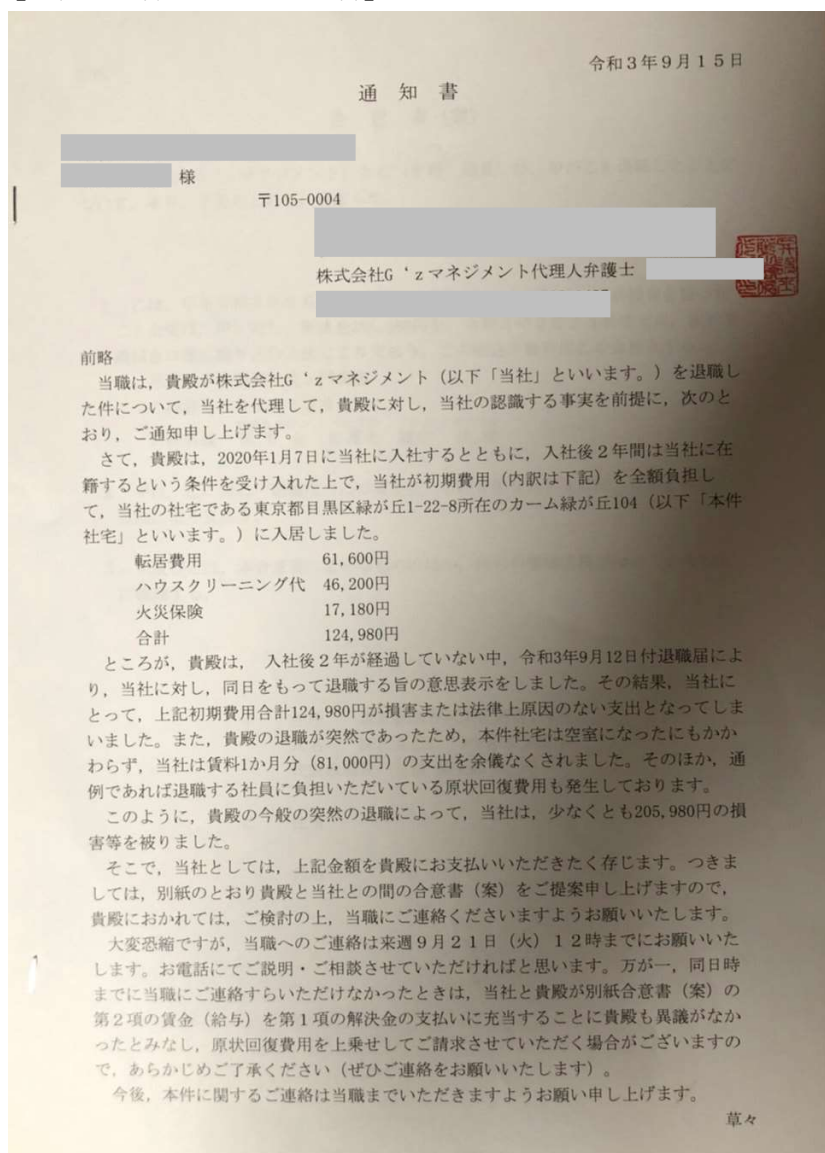
特に今回のように、泣き寝入りをするであろうことを想定していたとしか思えない対応は絶対に許せるものではありません。

確かにNさんが自力で解決することは難しかったと思います。そういう労働者の弱みに付け込むような卑劣な対応を当組合は決して見逃しません。

今回は、代理人弁護士先生のお力添えもあり、円満に解決しましたが、強行に自説を曲げない会社が多いのも事実です。

このような会社には負けてはいけません。一緒に戦いましょう。

【同社が送付してきた通知書】



(提供：Nさん)